



輸出入廻轉基金設置に伴う当面の措置事項(案)

(三、八一八(経本))

- 一、合理的な輸出入計画及びこれに関連する産業別生産計画、原材料資材配分計画等を昭和二十三年末までについて作成する。
- 右諸計画の立案については、経済安定本部を中心とし、関係各廳の職員が協力する。このため、経済安定本部に閣議諒解による臨時の委員会を設置し、実務者を幹事として速かに具体案の作成に着手する。
- 二、右諸計画の原案が作成されたときは、これを閣議又は経済閣僚懇談会において審議するとともに、併行的に、経済復興会議等を中心として関係産業界の検討を求め、

十分に民意を取入れ、所要の調整を行なった上で閣議において最終的に決定する。

- 三、政府において計画を作成することの適当でない諸種輸出産業については、業界から、必要な輸入原材料、その他によって製造する輸出品等を記載した輸出品生産申請を政府に提出させ、これによって具体的計画を作成する方法を講ずる。

- 四、輸出入回轉基金の運用によって輸入される原材料資材の引取、配分及び右原材料による輸出品の買取輸出並びにこれに伴う国内での経理的処理は、現在の貿易公團及び組織によつて行なうものとし、これによる輸入原材料資



五、 材の國內流用防止については、更に周到な措置を講ずる。  
輸出入回転基金の利用計画の基本の決定及び目基金運用に関する基本的事項の連合國總司令部との連絡は、終  
済安定本部がこれを~~総~~擔する。

裏面白紙